（別添１４）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

第１７条第２項各号のいずれにも該当しない旨の誓約書

 年 月 日

 （あて先）八尾市長

住　所

氏　名

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成２４年法律第６６号）附則第４条第２項の規定により読み替えて適用する就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第１７条第２項各号のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

第１７条　（略）

２　（略）

（１） 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（２） 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

（３） 申請者が、第２２条第１項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

（４） 申請者が、第２２条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（５） 申請者が、第１９条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第２２条第１項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して５年を経過しないものであるとき。

（６） 申請者が、認可の申請前５年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（７） 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第１号、第２号又は前号に該当する者

ハ 第２２条第１項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第４号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して５年を経過しないもの

３－７　（略）

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（抜粋）

　　　附　則

第４条　（略）

２　前項の規定により幼保連携型認定こども園を設置しようとする者（法人以外の者に限る。）に係る新認定こども園法第17条第２項の規定の適用については、「一　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とあるのは、「一　申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。　一の二　申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。」とするほか、必要的な技術的読替えは、政令で定める。

３　（略）